

美里吾平コミュニティふれあい交流スポット利用規則

(目的)

第1条 この要領は、美里吾平コミュニティふれあい交流スポット（以下、「交流スポット」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請等)

第2条 交流スポットの利用を希望する者は、あらかじめ、美里吾平コミュニティ協議会（以下、「管理者」という。）に、利用を希望する日の3日前までに申請をしなければならない。

2 利用の予約については、利用を希望する日の属する月の2ヶ月前から受付するものとする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 鹿屋市吾平町に居住する個人、団体
- (2) 鹿屋市吾平町内の学校、公共団体等
- (3) 団体代表者が吾平町民である団体
- (4) 前各号に関わらず、その利用が美里吾平の活性化を目的とするための会議、会合、催し等の実施であり、管理者がその利用を適当と認めた場合は、その個人、団体

(利用の許可)

第4条 利用対象者が、交流スポットの利用を希望する場合は、直接又は電話により管理者に申請するものとする。この場合において申請者は、利用の日時・目的・内容を管理者へ伝えるものとする。

2 管理者は、前項による申請があった場合に、その利用目的が異業種・異世代間交流、地域の情報交換の場として美里吾平の住民のコミュニティ活動の推進に寄与すると認めたときは、交流スポットの利用を許可するものとする。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは「交流スポット」の利用を認めないものとする。

- (1) 美里吾平のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 美里吾平の正しい理解の妨げになる、または妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 専ら営利を目的として利用する場合又は利用する可能性のあるとき。
- (5) 利用者が交流スポットを使用するにあたり、管理者に過度の負担が生じるとき。
- (6) そのほか、管理者が交流スポットの使用について不適当と認めたとき。

4 管理者は、交流スポットの利用を許可するに当たって、必要な条件を付けることができる。

(利用方法)

- 第5条 利用の許可を受けた者（以下、「利用者」という。）は、利用終了後は、速やかに利用者が交流スポットを原状に復するものとする。
- 2 時間外の利用を希望する者は、管理者が指定した場所から鍵を直接受け取り、利用後は責任を持って管理者が指定する場所に速やかに返却するものとする。
 - 3 利用に伴う搬入及び搬出は、利用者が行うものとし、管理者に負担を伴う利用は、原則として認めないものとする。

(利用期間・利用料)

- 第6条 利用期間は利用許可内容の終了までとする。
- 2 交流スポットの利用料は、500円とする。ただし、管理者又は鹿屋市その他の公共的団体（町内会、地域子ども育成会、スポーツ少年団等）が利用する場合は、利用料を免除することができるものとする。
 - 3 前項に規定するもののほか、管理者が別に認める場合は、利用料を免除することができるものとする。

(休館日・開館時間)

- 第7条 交流スポットの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 交流スポットの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用上の遵守事項)

- 第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、交流スポットを利用しなければならない。
- (1) 承認された内容により利用し、管理者の指示する条件に従うこと。
 - (2) 利用期間を遵守すること。
 - (3) 第三者に転貸しないこと。
 - (4) 交流スポットを専ら営利を目的に使用しないこと。
 - (5) 交流スポット室内で火器を使用しないこと。
 - (6) 交流スポット室内は禁煙とする。
 - (7) 交流スポット利用終了時に、利用状況がわかる写真等の提出を依頼する場合がある。

(原状復帰)

- 第9条 交流スポットを汚損した場合は、利用者の責任と負担により、修補又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、管理者が、交流スポットの修補又はクリーニングを求めたときは、利用者はこれに従わなければならない。

3 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる利用者に対しては、次回以降の利用を許可しない。

(違反等に対する取扱い)

第10条 管理者は、交流スポットの利用がこの規則及び承認の内容に違反していると認められるときは、その利用の差し止めの請求、または必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行う。
この場合において、利用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

(管理者の責任)

第11条 交流スポットの利用により、利用者が被った被害又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

2 利用者は、交流スポットの利用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 利用者は、交流スポットの利用に際して故意または過失により管理者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を管理者に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 管理者は、交流スポットの利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、交流スポットの利用承認の状況等について情報を公開することができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日より施行する。